

## 令和8年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 1 号	宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	3月6日
議案第 1 3 号	宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 4 号	宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 5 号	職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 6 号	宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 7 号	宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第 3 7 号	令和7年度宝塚市一般会計補正予算（第10号）	可決 (全員一致)	
議案第 3 8 号	令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）	可決 (全員一致)	
議案第 3 9 号	令和7年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第5号）	可決 (全員一致)	
議案第 4 0 号	令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第4号）	可決 (全員一致)	
議案第 4 1 号	令和7年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算（第4号）	可決 (全員一致)	

## 審査の状況

① 令和8年 3月 3日 (議案審査)

・出席委員 ◎梶川 みさお ○泉 友紀 浅谷 亜紀 田中 こう  
寺本 早苗 中野 正 村松 あんな 森賀 宣代

② 令和8年 3月 6日 (議案審査)

・出席委員 ◎梶川 みさお ○泉 友紀 浅谷 亜紀 田中 こう  
寺本 早苗 中野 正 村松 あんな 森賀 宣代

③ 令和8年 3月 24日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎梶川 みさお ○泉 友紀 浅谷 亜紀 田中 こう  
寺本 早苗 中野 正 村松 あんな 森賀 宣代

(◎は委員長、○は副委員長)

令和8年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>
議案第11号 宝塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>
行政不服審査法施行令の改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b> なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b> なし
<b>委員間討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審 査 結 果</b> 可決（全員一致）

令和8年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b> 議案第13号 宝塚市ふるさとまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b> 企業版ふるさと納税に係る寄附金を宝塚市ふるさとまちづくり基金に積み立てることに伴い、同基金の処分規定について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b> なし <b>&lt;質疑の概要&gt;</b> なし
<b>委員間討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審 査 結 果</b> 可決(全員一致)

令和8年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第14号 宝塚市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
<b>議案の概要</b>	行政手続法の一部改正に伴い、名宛人の所在が不明な場合における、聴聞通知などの公示に関する規定に所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	問1 令和5年の法律改正からこの条例改正までに3年近くかかっているが、紙からデジタルへの移行にこれほど時間がかかるものなのか。 答1 改正法の施行日が定まったのが昨年末であり、昨年12月議会に提案した自治体もあるが、多くの自治体では3月議会に提案すると聞いている。時間がかかったことについては、プライバシーに配慮したインターネット上での公開方法などが国から示されたのが昨年ということからやむを得ないものと考えている。
<b>委員間討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審 査 結 果</b> 可決(全員一致)	

令和8年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第15号 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

育児にかかる休暇制度を孫の育児についても対象とするほか、介護休暇の取得期間を拡大するなど、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論点 1 孫の育児に係る休暇について

<質疑の概要>

問1 孫の育児についても対象とすることで、どの程度の職員が利用すると想定しているのか。

答1 孫のいる職員数を正確には把握していないため緻密な数値を示すことは難しいが、先行自治体の利用実績を参考にすると、本市の規模では年間約40名程度の利用を想定している。

問2 孫まで対象とするのは全国的にも事例が少なく、阪神間や兵庫県内でも事例がないとのことだが、本市が対象を拡大するに至った経緯は。

答2 60歳以降も働くことが当然の社会となる中で、労働力として確保しておきたいこと、また、社会全体として育児に対してのフォローの要請が非常に大きくなっていくことから、祖父母世代が育児をフォローできるような制度を拡充し、子育て世代を支えていく形を作りたいと考え、当該休暇の導入を提案している。

問3 孫の育児に係る休暇制度は、民間企業でもごく一部の企業に限られ、自治体でも導入例が少ない。本市で先行して導入することで、本市職員だけが当該制度で休暇を取得できるとなると、1つの特権に見えなくもないがその点をどう考えるのか。

答3 特権に見えるかどうかは、見る側の視点によるものなのでさまざまな見方があると考え。当該制度の導入には、積極的に社会として子育てを支援していこうというPR効果があり、マイナス面よりもPR効果の方が大きいと考えている。

論点 2 介護休暇について

<質疑の概要>

問1 近隣自治体の付与期間の状況を見ると、多くは6か月程度であり、西宮市でも1年を超えない範囲となっているにもかかわらず、本市が3年とする根拠は。

答1 介護は長期化しやすいことに加え、復職とのバランスも考慮した上で、現行の休職期間の上限3年との均衡を図った。

問2 介護休暇の利用者は非常に少ない中で、取得期間を3年に拡大する理由は。

答2 過去に介護休暇取得者で仕事の継続が難しくなり退職せざるを得なかった職員がいたため、今後の雇用情勢を考えるにあたって取得期間を拡大している。

#### <論点外の質疑の概要>

なし

#### 委員間討議

委員A 育児に係る休暇制度の対象を孫にまで広げることは良いことだと共有できていると考えている。一方で、子育て世代への支援がまだ十分ではないということから、公務員の優遇という声が出てくることも理解できる。そういった部分で当該制度の導入により民間との分断や対立が生じないように、当該制度の導入が職員のためだけではなく、民間にまで広げるために必要であるということをしかりと市民にPRすることが重要だと考える。

委員B 制度の理念は全面的に支持する。一方で、民間企業では制度を十分に利用できない人が多い現状を踏まえると、孫の行事参加まで対象を広げるに当たっては、段階的に制度を拡大していく方が良かったのではないかと。職員のみが優遇されていると言われぬように、社会全体の子育て支援も遅れることなく進めていく必要があると考える。

#### 討 論

##### (賛成討論)

討論1 社会全体で子どもや孫を育てていくという考え方は支持する。しかし、民間ではまだ導入例が少なく、自治体においても十分な検証が行われていない制度を早期に導入することについては、市民から公務員だけが先行しているとの不信感を招くおそれもある。また、有給休暇との関係や、行事参加など緊急性の低い場面での利用については、市民の理解が得られるか疑問である。業務への影響や運用状況については今後注視していく必要があるが、孫の育児を通じた経験が職員としての考え方や行動に生かされることを期待し、本議案に賛成する。

討論2 官民の働き方には格差があるのが現状であるが、公務員の働き方が一定の基準となり、民間の働き方の是正につながってきた側面もあると考える。仮に公務員だけが優遇されているとの声があったとしても、制度そのものが問題なのではなく、社会全体の働き方の課題として議論されるべきものである。本制度の導入を契機として、孫や子どもの行事に参加できないような働き方を見直していくことにつながるよう、社会に向けた発信を行うとともに、子育てしやすい環境づくりを積極的に進めていってほしいと考え、本議案に賛成する。

審查結果 可決（全員一致）

令和8年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

<p><b>議案番号及び議案名</b></p> <p>議案第16号 宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p><b>議案の概要</b></p> <p>市外に住所等を有する特別職の職員に対し、市の会議などに出席する際に要する費用の支給を可能とするため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 「市外に住所等を有する」とあるが、近隣だけでなく例えば他府県や北海道などの遠方に住所を有する場合でも費用弁償が支給されるのか。何か上限があるのか。</p> <p>答1 1か月の定期代を上限としている。非常勤特別職は職種によって勤務日数が異なり、年に数回のみ来る方もいれば月に複数回来る方もいるため、通勤費用には大きな差が生じ、上限を設定しても機能しにくい。</p>
<p><b>委員間討議</b> なし</p>
<p><b>討 論</b> なし</p>
<p><b>審 査 結 果</b> 可決（全員一致）</p>

令和8年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第17号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

市の財政状況を考慮し、特別職の職員の給料月額減額を継続するとともに、特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、特別職の職員の期末手当に関する規定を改正するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論点 1 市長給与の減額の妥当性について

<質疑の概要>

問1 市長給与の50%減額をやめる目安はあるのか。

答1 基本的には財政見通しにおける今後10年間の累積収支の不足額が10億円を下回るというところを一つの目安としている。

問2 次の市長選挙の時に目安を達成できない場合も減額を継続する考えか。

答2 この条例は終期を定めているので、新たに継続する際は、都度継続するための条例改正が必要になると考えている。

問3 市長が就任してからある程度期間が経過したが、給与50%減額について市民の反応はどんな状況か。

答3 2月にコールセンターで受けた内容では、厳しい行財政改革や見直し、削減の事業がある中で、市長の給与はどうかしないのかなどの意見が数件あった。ほとんどの方が市長の給与減額について知らないことが分かった。もっと市民に周知する必要性を感じた。

論点 2 その他特別職給与の減額の妥当性について

<質疑の概要>

なし

<論点外の質疑の概要>

なし

委員間討議 なし

討 論

(反対討論)

討論1 反対の立場で討論する。反対の理由は、厳しい財政下で市民に負担を強いる中、

行革の覚悟を示すために給与減額を行う姿勢は評価するが、選挙において公約にされやすく、ダンピングが起きてくる土壌ができてしまい、その結果一定の資力のある人でないと市長になれない状況になってくる。市長としてよい仕事をして、適正に決められた給与を受け取ってもらうことが一番正しい姿と考えているので、市長の極端な給与減額に反対するため、この議案について反対する。

**(賛成討論)**

討論 2 賛成の立場で討論する。今回の改正は、人事院勧告があつて上がる部分もあり、人勧に従うという点で反対できないと考えている。市長の 50%減額については全面的に賛成ではないが、54 万 8,500 円という金額も見ることがあり、その点も踏まえて市長が公約に掲げたものと考えている。また、市長は対話集会において職員の給与を下げないということを覚悟をもって示していた。市長給与減額の公約が実行されるのと同時に財政健全化を達成するという大きな目標に向かい一丸となって市長の給与を戻せるように頑張ってもらいたい。

**審査結果** 可決 (賛成多数 賛成 6 人、反対 1 人)

令和8年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第37号 令和7年度宝塚市一般会計補正予算(第10号)

議案の概要

補正後の令和7年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

1,026億5,462万6千円(35億5,820万9千円の増額)

歳出予算の主なもの

**増額** 基金管理事業、企画調整事業、施設型等給付事業、小学校施設整備事業\_建物保全、中学校施設整備事業\_建物保全、特別支援学校施設整備事業\_建物保全、給食事業\_建物保全 など

**減額** 価格高騰重点支援給付金給付事業、予防接種事業、新ごみ処理施設整備事業、橋りょう維持事業\_インフラ保全、都市計画道路荒地西山線整備事業(小林工区)、執行額の確定に伴う執行残 など

歳入予算の主なもの

**増額** 市税 現年度分

地方消費税交付金 社会保障財源交付金 など

地方交付税 普通交付税 など

国庫支出金 施設型給付費負担金、生活保護費負担金(過年度分)

学校施設環境改善交付金 など

財産収入 市立病院建設基金利子 など

市債 小学校施設整備事業債、中学校施設整備事業債、特別支援学校施設整備事業債、保健給食施設整備事業債 など

**減額** 国庫支出金 自立支援給付費負担金、生活保護費負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 など

財産収入 不動産売払収入

繰入金 財政調整基金とりくずし など

諸収入 デジタル基盤改革支援補助金 など

市債 ごみ処理施設整備事業債 など

繰越明許費補正

**追加** 小学校施設整備事業\_建物保全 など

**変更** 企画調整事業 など

債務負担行為補正

**廃止** 住民記録システム改修業務委託料

地方債補正

**追加** 保健給食施設整備事業債

**廃止** 社会福祉施設整備事業債

**変更** 小学校施設整備事業債 など

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 システム標準化に係るガバメントクラウドへの移行の進捗状況は。

答1 ガバメントクラウドへの移行を予定している業務は全部で20業務あり、今年度11業務が完了している。残りの9業務は令和8年度及び9年度の2か年で対応する計画である。

問2 土地開発公社の保有土地の買戻しで、湯本町の土地を選定した理由は。

答2 土地開発公社の経営健全化を図るために、長期保有土地のうち、市が再取得する予定となっている土地から、財政状況を鑑みて、民間活用の暫定的な有効利用が図られている土地の中から、湯本町の土地を買い戻すことにした。

問3 老人福祉大会助成金について、本年度開催されたにもかかわらず、当初予算の全額を減額補正している理由は。

答3 老人クラブ連合会が本年度の開催に必要な資金を自ら調達したことから、市からの補助金を辞退されたもの。

問4 障害福祉サービス費給付費の補正理由に重度訪問介護と共同生活援助の記載があるが、近隣市と比較して本市はその割合・件数が多いのか。

答4 重度訪問介護の利用者数は、他市と比較して高い方であると認識している。共同生活援助については、事業所数も増えており、利用者数も他市と同様伸びている状況である。

問5 公民館管理運営事業について、物価高騰の中、工事契約等による差金の額が大きい理由は。

答5 東公民館と西公民館の工事の差金であるが、工事の規模が大きいため、事業者側で金額を下げたものと想定している。

問6 価格高騰重点支援給付金について、当初から試算するだけでも大変な事務であったと考えるが、対象人数や金額の算定について国から指示はあったのか。

答6 国からは、事務費や1人当たりの単価などの概算払いの部分の説明はあったが、どのように費用を算出するかなどの詳細についての提示はなかった。阪神間の自治体とも協議し、国から提供された前年度の推計所得税を算出するシステムを利用し、前年度の課税データを基に数値を出した。

問7 統一的な基準による財務諸表作成業務委託が特名随意契約から一般競争入札に

変更したことにより約 190 万円の減額となった。契約方法の見直しを全庁的に取り組むことは考えているか。

答 7 基本的には、契約は入札が前提と考えており、特別な理由がある場合に、特名随意契約が認められるものと認識している。それぞれの所管では特別な理由がある場合に、特名随意契約を選択しているものと考えている。これは法令上の要請であり、各所管でも共通の認識であると考えている。

問 8 昨年の人勧により給与改定で職員の給与が増えた分に対して、今回の補正予算の普通交付税のうち給与改定費約 2 億 9,700 万円が補填されたということか。大体何%くらい交付税が措置されたのか。

答 8 今回の交付税の追加交付は、国税が上がったことで物価高騰や公務員の給与改定の部分が、再算定によって追加交付されたものと認識している。人勧による人件費の増が、直接的に後から補填されるということではないと考えている。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和8年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第38号 令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）	
<b>議案の概要</b>	
補正後の令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額 218億8,790万円（5,691万円の増額）	
<b>歳出予算の主なもの</b>	
増額	出産育児一時金事業、基金管理事業
減額	一般管理事業、賦課事業など
<b>歳入予算の主なもの</b>	
増額	県支出金 普通交付金 財産収入 国民健康保険事業財政調整基金利子 繰入金 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） など
減額	諸収入 デジタル基盤改革支援補助金
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	基金への積立金について、保険基盤安定繰入金増による給付金財源の余剰分が約8,400万円、運用益が約860万円となっているが、基金残高と今後の基金の使い道の説明を。
答1	基金残高は、3月補正分を合わせて約13億7,800万円の見込みである。 今後の基金の使い道については、兵庫県では遅くとも令和12年度までに標準保険料率への移行を完了することとしており、統一後は保険料の負担軽減に基金を活用できないこととしている。これを受け現時点では、令和12年度までは基金の残高を使いつつ、保険税額・保険税率を据え置く方向で進めていきたいと考えている。
<b>委員間討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審 査 結 果</b>	可決（全員一致）

令和8年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第39号 令和7年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第5号）	
<b>議案の概要</b>	
補正後の令和7年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額 248億8,341万5千円（2億2,916万1千円の増額）	
<b>歳出予算の主なもの</b>	
<b>増額</b>	介護サービス等給付事業、介護予防サービス等給付事業 など
<b>減額</b>	一般管理事業、介護認定事業
<b>歳入予算の主なもの</b>	
<b>増額</b>	国庫支出金 介護給付費負担金 支払基金交付金 介護給付費交付金 繰入金 介護給付費繰入金 など
<b>減額</b>	繰入金 その他一般会計繰入金
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>委員間討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審 査 結 果</b>	可決（全員一致）

令和8年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第40号 令和7年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第4号)	
<b>議案の概要</b>	
補正後の令和7年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額 59億6,714万円(2,731万3千円の減額)	
<b>歳出予算の主なもの</b>	
減額 一般管理事業、後期高齢者医療広域連合納付金 など	
<b>歳入予算の主なもの</b>	
減額 保険基盤安定繰入金 など	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>委員間討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審 査 結 果</b>	可決(全員一致)

令和8年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第41号 令和7年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算（第4号）	
<b>議案の概要</b>	
補正後の令和7年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費の歳入歳出予算の総額 2億188万6千円（642万9千円の減額）	
<b>歳出予算の主なもの</b>	
増額	基金管理事業
減額	宝塚すみれ墓苑管理事業、長尾山霊園管理事業 など
<b>歳入予算の主なもの</b>	
増額	使用料及び手数料 西山霊園使用料 など
減額	繰入金 霊園運営基金とりくずし
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）